

派遣専門家オリエンテーション資料

セイシェル

任国情報

1996年

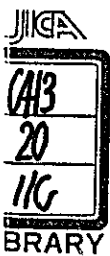
JICA LIBRARY



J 1131095 [0]

国際協力事業団

国際協力総合研修所



はしがき

この任国情報は国際協力のために赴任される専門家およびJICA役職員等に、任国での生活上必要な事項についての情報を提供するものです。

本書の刊行にあたっては当該国に派遣中の専門家等JICA関係者の皆様より多大な御協力を得ました。また、外務省、在外公館、その他関係機関の御好意により、貴重な資料の一部を利用させていただきました。

今後も、本書の内容を一層充実させ、常に、新しい情報の提供に努めたいと考えております。

本書が国際協力の分野で活躍される方々の参考となれば幸いです。

平成8年12月
国際協力事業団
国際協力総合研修所長

*本文中のフランス語等のアクセント記号はすべて省略しています。



1131095 [0]

目次

I. 概 況	1
II 生活事情	6
1. 食 生 活	6
2. 衣 料	9
3. 住 宅	10
4. 医 療	12
5. 教 育	14
6. 家庭の使用人	16
7. 交通事情	17
8. 通 信	20
9. マスコミ	21
10. 教養、娯楽、趣味、スポーツ	22
11. その他のサービス	25
12. 観 光	26
13. 治安、緊急時の心得	27
14. 出入国手続および帰国手続	28
15. 私財の輸送、引き取り、購入	30
16. 社 交	32
17. 任国官公庁	33
18. 在外日本関係機関など	34
19. 地方都市	35

I 概 況

表1：セイシェル概況

a) 正式国名	(和文) セイシェル共和国 (英文) Republic of Seychelles
b) 独立年月日	1976年6月29日
旧宗主国	英国
c) 政 体	共和制
d) 元首の名称	大統領：フランス・アルベール・ルネ (France Albert Rene) (93年7月4選、任期5年)
e) 面 積	443平方キロメートル (ほぼ種子島大)
f) 首 都	ヴィクトリア (Victoria) (マヘ島)
g) 総人口	7万人 (1994年)
h) 民族等	クレオール人 (ポリネシア系、インド系、アフリカ系、ヨーロッパなどの混血) が大多数
i) 公用語	英語、フランス語、クレオール語
j) 宗 教	カトリックが90%、英国国教が8%、その他イスラムなど
k) 暦	<日本との時差> -5時間 <祝祭日> (1996) 1月1日 新年 4月5～6日 イースター 5月1日 メーデー 6月5日 解放記念日 6月6日 キリスト聖体祭 6月29日 独立記念日 8月15日 聖母被昇天祭 11月1日 万聖節 12月8日 聖母受胎日 12月25日 クリスマス

出所 World Development Report 1996 The World Bank
 The Europa World Year Book 1996 Europa Publications Limited
 International Financial Statistics Yearbook 1996 IMF
 『世界年鑑』1995 共同通信社
 『国情：セイシェル共和国』1995 外務省
 『アフリカを知る事典』1989 平凡社

(1) 国土の概要

アフリカ東海岸から東へ約1700km、マダガスカル北方のインド洋上にある約90の島々は二つに大別できる。ひとつはマダガスカル島とインド洋中央海嶺の間にあるマスカリン海嶺の北端部に散らばる花崗岩質の島群で、マヘ島、プラスラン島、シルエット島などを含む。もうひとつは南西方の支海嶺上に散らばる多数の低いサンゴ諸島群である。

(参考文献)

『最新世界現勢』1996 平凡社

『アフリカを知る事典』1989 平凡社

(2) 気候

気候は海洋性赤道気候のため、気温は一年を通じて26℃前後、年降水量は約2000～3000mmである。貿易風の影響でしのぎやすいが、しばしばサイクロンの通り道となる。

(参考文献)

『世界の国ハンドブック』1993 三省堂

『アフリカを知る事典』1989 平凡社

(3) 人口

セイシエルの人口は、1994年現在7万人であり（IMF資料による）、人口増加率は0.9%である。総人口の約80%がマヘ島に集中している。首都ヴィクトリアの人口は57,712人（外務省資料による）である。

(参考文献)

『国情：セイシエル共和国』1995 外務省

『アフリカを知る事典』1989 平凡社

(4) 略史

表2：セイシェル略年表

年	出来事
7～8世紀頃	アラブ人渡来。
1742年	フランス、セイシェル諸島を探検。
1756年	フランス、セイシェル諸島をフランス領とする。
1814年	パリ条約によりセイシェル諸島はモーリシアスと共にイギリス領となる。
1903年	セイシェル諸島はモーリシアスと分離されイギリスの直轄植民地となる。
1970年	ロンドン制憲会議において大幅な自治権を獲得。
1976年6月29日	セイシェル共和国独立。セイシェル民主党党首マンカム、初代大統領に就任。
1977年6月	クーデターによりマンカム大統領失脚。セイシェル人民連合党党首、ルネ首相が大統領に就任。
1978年6月	セイシェル人民連合党はセイシェル人民進歩党（SPPF）と改称、一党制に移行。
1979年3月	社会主義を志向する新憲法発布。
1981年11月	南アフリカ共和国の外人傭兵侵攻事件発生、失敗。
1984年6月	ルネ大統領再選。（任期5年）
1989年6月	ルネ大統領再選。（任期5年）
1991年12月	複数政党制へ移行。
1993年7月	ルネ大統領再選。（任期5年） 与党 SPPF 政権継続。

出所 【アフリカ便覧】 1993 外務省

【国情：セイシェル共和国】 1995 外務省

【アフリカを知る事典】 1989 平凡社

(5) 民族等

その歴史により、ポリネシア系、インド系、アフリカ系、さらにヨーロッパ系の住民の混血がすすみ、顔だち、髪の毛、皮膚の色、眼の色など多様である。これらクレオールとよばれる混血の人々が人口の殆どを占めるが、そのほか商業に従事するインド人や中国人が少数居住している。

(参考文献)

【アフリカを知る事典】 1989 平凡社

(6) 言語

植民地時代の名残りでフランス語と英語の2か国語と、さらにクレオール語が国語として定められている。

(参考文献)

【アフリカを知る事典】 1989 平凡社

(7) 宗教

国民の90%がカトリック教徒で、8%が英国国教会に属する。そのほか、イスラム教徒やヒンドゥー教徒も少数いる。

(参考文献)

【アフリカを知る事典】 1989 平凡社

(8) 文化

1980年から英国に倣った総合教育システムを導入している。6～15歳の義務教育は無料である。

また、プララン島にしか群生しない世界最大の種子であるココ・デ・メール（双子ヤシ）や、バードアイランドに営巣する150万羽といわれるセグロアジサシの群れは特に有名である。

(参考文献)

【世界年鑑】 1996 共同通信社

【世界の国ハンドブック】 1993 三省堂

(9) マス・メディア

1) 新聞

日刊紙は *Seichelles Nation* がある。他に月刊紙の *L'Eco des Iles*、*The People* などがある。

(参考文献)

The Europa World Year Book 1996 Europa Publications Limited

【世界年鑑】 1996 共同通信社

2) 放送

1993年には35,000台のラジオ、6,000台のテレビが保有されている。ラジオ放送局としては、SBC (*Seychelles Broadcasting Corporation*) Radio と FEBA (*Far East Broadcasting Association*) Radio がある。テレビ放送局としては、SBC TV がある。

(参考文献)

The Europa World Year Book 1996 Europa Publications limited

【世界年鑑】 1996 共同通信社

表3：経済指標 [セイシェル]

1) 主要経済指標の推移	年	(1993)	(1994)	(1995)
GDP (百万セイシェル・ルピー) (注1)		2,419.2	N.A.	N.A.
一人当たりGNP (ドル) (注2)		6,280	6,680	N.A.
GDP実質成長率 (%) (注3)		-5.5	-0.4	1.1
消費者物価上昇率 (%) (注1)		1.3	1.8	- 0.3
貿易収支 (百万ドル) (注1)		-165	-136	-163
経常収支 (百万ドル) (注3)		-38.2	-14.7	-33.1
対外債務残高 (百万ドル) (注4)		162.9	170.1	N.A.
債務返済比率 (%) (対GNP) (注4)		35.2	36.1	N.A.
外貨準備高 (百万ドル) (注2)			記載なし	
2) 通貨	通貨単位：セイシェル・ルピー			
1996年11月8日現在 (注5)	1ドル = 5.0050 セイシェル・ルピー			
3) 会計年度	1月1日～12月31日			

出所 (注1) International Financial Statistics Yearbook 1996 IMF
(注2) World Development Report 1995-1996 The World Bank
(注3) EIU Country Report 3rd quarter 1996
(注4) The World Debt Tables 1996 The World Bank
(注5) Financial Times 1996年11月11日

II 生活事情

1. 食生活

1-1 食料

(1) 一般事情

自国で自給できる食料は魚類のほかは、バナナ、マンゴー、パパイア、ヤシなどである。主食の米をはじめ野菜、果物、肉類はほとんど輸入品である。したがって、軍艦の入港時など、野菜類が市場からなくなることもある。また、生鮮野菜類の選択の余地はなく、あるものを買うというのが現状である。

食料品は、国内生産品も含め、すべてセイシェル・マーケッティング・ボード(SMB)の統制下にあり、価格は高価安定しており、不自由しない程度に出回っている。ただし、輸入品は高価で、例えば直径20センチぐらいのキャベツ1個が約30セイシェル・ルピーである。

(2) 主な食料の出回り状況

米—タイ米が市内のスーパーマーケットに豊富に出回っており容易に調達できる。価格も1キログラム5セイシェル・ルピーで、輸入品のなかではもっとも安い部類のひとつである。

パン—米同様豊富に出回っており、容易に入手できる。価格も日本とほとんど変わらない。

生鮮野菜—ほとんど輸入品であり高価ではあるが、入手可能である。おおむね定期的に入手できるものとしては、キャベツ、タマネギ、じゃがいも、ニンニク、きゅうり、トマトで、次いでレタス、ピーマン、にんじん、パセリ、ナス、かぼちゃ、白菜、長ネギ、ときどきみかけるものとして大根、さつまいもなどがある。

果物—国産品のパパイア、アボカド、バナナなどは豊富であり、かつ安価である。リンゴ、オレンジ、パイナップルなどの輸入品は入手可能であるが、高価である。

魚介類—魚は種類も多く鮮度も保たれており、かつ安価である。アジは1キログラム5セイシェル・ルピーであるが、1連に10尾以上ついているので共同購入が望ましい。タコ、イカ、貝類はオープンマーケットではほとんどみかけない。SMBの直販部(Fish Division)でときどき入手できるが、高価である。

肉類—ほとんど輸入品ではあるが豊富に出回っており、価格も日本と大差ない。

調味料—日本産のみそ、しょうゆ、ソースなどは入手できないが、中国産およびヨーロッパ産のものは豊富である。特に、スパイス類は豊富である。

嗜好品—ビールとソフトドリンクは当国で生産されており、輸入品はほとんどみられない。その他の酒類はヨーロッパ産で種類も豊富で、価格も日本と大差ない。タバコは当国産が3種あり価格も安い、あまり評判がよくない。価格は若干高いが、イギリス産が種類も多く豊富に出回っている。コーヒー、紅茶、ココアの類も入手可能である。

(3) 食料の入手

当国においては、日本食および日本の調味料は入手できない。必要な場合は、直接日本からとり寄せることとなる。また、当国には外国人対象の免税店などの特別な店はない。スーパーマーケット、オープンマーケット、一般小売店で入手することとなる。

1-2 食器・調理器具など

(1) 食器・調理器具などの入手

和食器を除き、ひとつおとり入手可能である。

(2) 日本から持参した方がよい食器・調理器具など

和食器などは持参した方がよい。洋食器などは調達可能である。

1-3 外食

(1) 飲食店

同国には日本料理店が1軒あり、ヴィクトリアから車で7～8分である。日本人のよく利用するレストランには、次のものがある。

京都

日本料理

電話 41337

ヴィクトリアからの時間 車で7～8分

La Marmite

クレオール料理

電話 22932

Marie Antoinette

クレオール料理

電話 23942

ヴィクトリアからの時間 歩いて5分

Pirates Arns

欧風クレオール

電話 22201

King Wah

中国料理

電話 23658

Lobster Pot

シーフード料理

電話 22376

ヴィクトリアからの時間 車で5分

Baobab Pizzeria

イタリア料理

電話 23167

ヴィクトリアからの時間 車で15分

レストランは非常に多いが、ホテル以外は日曜・祭日には休みのところが多く注

意を要する。ほとんど予約なしで利用できる。一般的にチップも必要としない。

(2) その他の飲食店

会員制ヨットクラブのレストラン、一部の民宿などもある。なお、日本の居酒屋に相当するものはなく、アルコールが飲めるのはホテルのカウンターかレストランのカウンター程度である。

2. 衣 料

2-1 衣 料

(1) 一般事情

雨季と乾季の2シーズンがあるが、気温は年間を通してほとんど差はない。通常はシャツ1枚で十分である。通勤には開襟シャツやワイシャツなどの襟のあるシャツ、長ズボンおよび革靴が必要である。

一般に出回っている既製品は、ほとんどが中国、シンガポール、香港、台湾、韓国製である。中には品質がよくないものもあり価格も高い。当地では自分で縫製している人が多い。

(2) 日本から持参した方がよい衣料

すべて輸入品である。品質があまりよくないうえに高価である。また日本人の体型に合ったものは少なく、探すのは難しい。

靴類もできるだけ日本から持参することが望ましい。

(3) 任国で調達した方がよい衣料

Tシャツかサンダル程度である。

(4) その他の留意点

該当情報なし。

2-2 礼 装

(1) パーティ

公式なパーティ、クリスマスパーティなどの私的なパーティでも、開襟シャツ、ワイシャツなど襟のある上着、長ズボン、靴という服装でよく、背広、ネクタイの必要はない。

(2) 式 典

各種式典や冠婚葬祭の場合、背広やネクタイは要求されない。前述のパーティの服装で十分である。ただし、ケニアでは背広、ネクタイは必要である。

(3) その他の冠婚葬祭

該当情報なし。

(4) その他の留意点

該当情報なし。

2-3 洗濯、仕立て、修繕、保管

(1) 洗 濯

洗濯はドライクリーニングはなく、昔ながらのたたき洗いである。したがって、家庭で洗濯できる衣類を持参する必要がある。

(2) 仕立て、修繕

仕立屋、修繕屋はあるが、外国人はあまり利用していない。

(3) 保 管

場所によっては湿気が多いので、通気には注意が必要である。

3. 住 宅

3-1 住宅事情

(1) 一般事情

観光客向けのホテル、民宿は完備している。しかし、長期滞在者用の借家、アパートは少なく、長期間民宿住まいを余儀なくされる人も少なくない。

家賃はバス、トイレ、台所、家具付き（ロッカー、ソファ、固定テーブルと長いす、小テーブルと肘付きいす2、ルームクーラー、セミダブルベッド2、小型冷蔵庫）、調理用具付き（包丁、まな板、フライパン、鍋大小3、電気やかん、電気コンロ2つ付きのレンジ、ミルク・砂糖入れなどテーブルトレイセット一式およびナイフ、フォーク、スプーン大小、皿大中小、グラス、コーヒーカップ大小各4組）とメイドサービス（掃除、皿洗い、シーツの取り替え、バスタオルの取り替え）で、約40平方メートルのフラットで月4,500～5,000セイスヘル・ルピーである。なお、電気、水道は込みである。

(2) ホテル事情

朝食付きで600～1,400セイスヘル・ルピーであるが、民宿を利用すれば、150～400セイスヘル・ルピー程度である。

主要ホテルの朝食付き料金は、以下のとおりである。

Beau Vallon Bay

所在地：P.O.BOX 550

電話：47141

料金：シングル 808 セイスヘル・ルピー

ツイン 1,063 セイスヘル・ルピー

1,421 セイスヘル・ルピー

Coral Strand

所在地：P.O.BOX 400

電話：47036

料金：シングル 890 セイスヘル・ルピー

ツイン 950 セイスヘル・ルピー

Reef

所在地：P.O.BOX 388

電話：76251

料金：シングル 543 セイスヘル・ルピー

ツイン 845 セイスヘル・ルピー

1,194 セイスヘル・ルピー

Le Meridien

所在地：P.O.BOX 626

電話：78253

料金：シングル 684 セイスヘル・ルピー

ツイン 890 セイスヘル・ルピー

シングル 1,120 セイスヘル・ルピー

ツイン 1,480 セイスヘル・ルピー

Sheraton

所在地：P.O.BOX 540

電話：78451

料金：シングル 808 セイシェル・ルピー

ツイン 1,074 セイシェル・ルピー

シングル 1,269 セイシェル・ルピー

ツイン 1,541 セイシェル・ルピー

The Plantation Club

所在地：P.O.BOX 437

電話：71588

料金：シングル 543 セイシェル・ルピー

ツイン 705 セイシェル・ルピー

シングル 1,194 セイシェル・ルピー

ツイン 1,356 セイシェル・ルピー

Fisherman Cove

所在地：P.O.BOX 35

電話：47252

料金：シングル 905 セイシェル・ルピー

ツイン 1,270 セイシェル・ルピー

シングル 1,455 セイシェル・ルピー

ツイン 1,820 セイシェル・ルピー

Beau Vallon Bay が国営であるが、その他はすべて民営である。民営ホテルは、シーズンにより料金が異なる。

(3) 住宅の探し方

新聞広告、直接出向くなど可能であるが、知人を通しての紹介が多い。

(4) 住宅の選定上の留意点

住宅の絶対数が少ないため、探すのは非常に難しい。給排水、給電は整っているため、電話と立地条件が選定の主眼となる。すなわち、通勤・交通・買物に便利であり、周辺の治安、日当たりなどである。

(5) 住宅の契約

住宅の契約には保証人が必要である。普通保証金は必要ない。家賃は前払いである。事務手続に若干の費用を要するが、きわめて簡単である。契約期間は10年未満で、退去通知は2ヵ月前である。

(6) 電気、ガス、水道などの手続と管理

電話・電気などの保証金は、外国人は当国人よりも割高である。

(7) その他

外国人が不動産売買を行なう場合、土地は1ヵ所のみ購入可能であり、面積の制限はない。購入許可のために100万セイシェル・ルピー（約2,200万円）と、土地購入価格の40%を取得税として納税する必要がある。

4. 医 療

4-1 赴任前の準備

(1) 予防接種

セシエルでは必要ないが、ケニアなどアフリカ諸国に行く場合を考慮して、コレラ、黄熱病の予防接種はしておいた方がよい。

(2) その他の準備

歯科治療など日本で治療できるものはすませておいた方がよい。また、眼鏡、コンタクトレンズなどのスペアはぜひとも持参すべきである。

そのほか常備薬、蚊取線香、虫よけスプレーなども用意すれば安心である。

4-2 医療事情

(1) 医療機関

国営の総合病院があり、ある程度の設備が整っているが、機能の面では不安が残る。国際協力機関から派遣されたヨーロッパ人医師が数人いるが、当地の医師の水準は高いとはいえない。また、当国の身分証明書を提示すれば、治療費はすべて無料になる。

(2) 緊急時の対応と措置

常駐の日本人は少なく、組織だった連絡網は特にない。知人に連絡して救助を仰ぐか、救急車の手配をするなどである。

4-3 医薬品など

(1) 携行することが望ましい医薬品

家庭常備薬、その他必要に応じて常用薬などを持参すればよい。

内用――健胃消化剤、健胃整腸剤、解熱鎮痛剤、感冒薬、総合ビタミン剤

外用――マーキュロ、オキシフル、アクリノール、抗生物質軟膏、目薬、湿布薬、防虫スプレー

用材――ばんそうこう、バンドエイド、包帯、脱脂綿、ガーゼ、ピンセット、はさみ、毛抜き、眼帯、体温計、アイスノン

(2) 任国で調達できる医薬品

マヘ島には薬局が2軒ある。しかし、当国の外貨不足の影響から家庭用常備薬程度しか購入できない。抗生物質の購入には医師の処方せんが必要である。

(3) 任国で調達できる衛生用品

ひとつおとり調達可能であるが、生理用品は日本から持参した方がよい。

(4) 医薬品を使用する場合の留意点

なじみのない医薬品は使用しない方がよい。思わぬ副作用を起こすことがあるので、使用する場合は医師の指示に従う方がよい。

4-4 妊娠、出産、育児

(1) 妊娠した場合の対応

専門のヨーロッパ人医師がおり、対応可能である。しかし、超音波画像による胎児発育測定は、妊娠4ヵ月以降いちどしか許可されていない。異常出産が予想される場合は、第三国または日本で行なうことが望ましい。

(2) 出産後の対応

母子健診は毎月1回行なわれている。

(3) 育児

育児用品は哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつなどはひとつとおり調達可能である。紙おむつは高価であるが、品質はあまりよくない。

4.5 手術

(1) 任国で可能な手術

医師も設備も一応整ってはいるが、前述の通り機能・水準などの問題もあり、第三国または日本で受けるのが望ましい。

(2) 手術設備の状況

設備はあるが、機能面で問題がある。

(3) その他の留意点

完全看護であり、付添いは原則的として必要ないが、病状により対応する必要がある。病院食は当地食であり、差し入れが必要である。輸血は特に問題はない。

4.6 任国でよくかかる傷病

(1) 一般の疾病

虫さされによる癬痕がひどい人がいる。一般的には疾病は少ないが、雨季と乾季の変わり目の感冒に注意が必要である。

(2) 風土病・伝染病

伝染病はない。

風土病については、素足が多いためかぞう足病など足の悪い者が多い。ぞう足病は原因、治療法とも不明であるが、外国人にはみられない。

(3) 有害動物、病害虫

ヘビやサソリのような有毒・有害動物や虫はいない。ハエと蚊以外、病害虫といわれるものはない。ただし、アリは多い。3ヵ月に一回程度業者に害虫駆除を依頼するのが望ましい。

4.7 保健衛生

(1) 飲料水

上水道は日本の技術により建設されたとのことであり、ホテルなどの水は直接飲むことができる。しかし、ヴィクトリア付近の水はかなり鉄くさい。また、ところによっては、いちど貯水タンクにためてから給水する方法をとっており、タンクの状態を確認してから飲料水として使用した方がよい。

(2) 濾過器の入手法

濾過器は必要であるが、入手方法などの詳細は不明である。

(3) その他の留意点

該当情報なし。

5. 教 育

5-1 教育事情

(1) 一般事情

当国の教育熱は高く、先進諸国と比べてもひけをとらない。

学校制度は、託児所、初等学校6年、中等学校4年、ナショナル・ユース・サービス(NYS)1年、技術専門学校(ポリテクニク)1~3年である。初等学校・中等学校の10年間は義務教育である。NYSまでは9割以上の者が行き、専門学校も約4割の就学率である。

教育費はすべて無料である。政府も諸外国から教師を招くなど非常に力を入れている。また、優秀な学生に外国留学の制度もある。

(2) 日本人学校

ない。

(3) 現地校、外国人学校

外国人学校としてイギリス系のInternational Schoolがある。日本人の入学例は現在までのところない。

International School卒業後は、当地のポリテクニクに進むことができる。授業料は1学期2,000セイシェル・ルピーである。いずれも男女共学である。

(4) 幼稚園

該当情報なし。

5-2 入学手続および授業料

(1) 日本人学校

ない。

(2) 現地校、外国人学校

現地校は国立であり、申請のみでよく、費用は一切必要ない。

外国人学校は私立である。入学は簡単で、入学手続を申請し校長の許可がおりればよい。保証金は1家族につき5,000セイシェル・ルピー、入学金は1家族につき135セイシェル・ルピー、寄付金は1家族につき年間75セイシェル・ルピーで、授業料は年齢により異なる。また、第2子からは5%の割引がある。

幼稚園(4~5歳) 1学期3,000セイシェル・ルピー

初等学校(5~12歳) 1学期4,500セイシェル・ルピー

中等学校(13~16歳) 1学期6,000セイシェル・ルピー

年3学期で1学期は13~14週(週5日制)、現在教師は17人である。

(3) 幼稚園

該当情報なし。

5-3 教育関係施設

(1) 図書館

国立図書館がヴィクトリア市内に1館あるが、規模は小さい。公称5万冊で、小説、絵本、外国の週刊誌が70~80%を占めている。百科事典はあるが、専門書はほとんどない。

(2) スポーツ施設

当国ではサッカーが盛んであり、ほかにホッケーやバレーボール、バスケットボールなどで、すべて屋外スポーツである。

スポーツ施設としてはサッカー場は各所に、また学校や公園にバスケットボールやバレーボールの施設がみられる。ほかに、ホテルなどにテニスコートや卓球(屋外)、エアロビックスなどもあり利用できる。クラブとしては、ヨットクラブとゴルフクラブがある。

5-4 家庭学習

(1) 家庭教師

家庭教師は外国人教師に依頼することとなる。当国には外国人教師も多く、可能である。費用は個人により違うので、個別交渉となる。

(2) 通信教育

赴任前に手続しておくのが望ましい。

(3) 携行した方がよい家庭用学習教材

当国には教材はほとんどないので、学齢に応じた教材や参考書は携行することが望ましい。

6. 家庭の使用人

6-1 一般事情

当国は失業者も多く、使用人を探すのは比較的容易である。しかし、よい人を探すのは困難である。最低限メイドと庭師（兼庭掃除夫）は必要である。

6-2 運転手

(1) 雇用

一般には個人で運転手を雇用している例はほとんどみられない。しかしながらバスは不定期なうえ座席数（約30）しか乗せないため、30分以内に乗れるのは稀で1時間くらい待たされるのは普通である。したがって当国では乗用車は必需品であり、赴任前に免許を取得しておくことが望ましい。

雇用する場合は、知人の紹介が一般的であり安心である。雇用はすべて国立の職業安定所が行なうことになっているため、後日、雇用申請と雇用契約書の提出が必要である。

バスによる通勤は遅刻することが多く、徒歩での通勤が望ましい。また、雇用の形態（拘束時間）により賃金は異なるが、7:00～18:00までの雇用では4,000～5,000セイシェル・ルピーである。ただし、昼食は本人持ちである。

特にボーナスを支給する必要はないが、クリスマスなどに400～500セイシェル・ルピー与えれば十分である。

(2) 日常管理

一般的に時間や公私の区別がルーズである。ふだんから、けじめをつけるようしっかりした管理が必要である。

(3) 教育指導

事前に仕事の内容を細かく指示しておかないと洗車、車内清掃もやらず、燃料の補給も怠るおそれがある。これらのことを勘案のうえ、あせらずきめ細かく指導していく必要がある。

(4) その他の留意点

燃料の補給を依頼する場合、絶対に現金を渡すべきではない。

6-3 メイド／サーバント

(1) 仕事の種類と人数

当国では自宅に呼んでパーティや会合を開くことはまれで、大概ホテルやレストランを利用している。したがって夫人同伴の場合はメイドひとりで十分である。

(2) 雇用

運転手と同様である。

(3) 日常管理

ウイスキーや卵など日用品のなか抜きに対する注意が必要である。

6-4 庭師、ガードマンなどの雇用

(1) 雇用

庭師は常駐ではなく、毎日1～2時間あるいは1日おきで十分である。なお、ガードマンの必要はない。

7. 交通事情

7-1 交通手段

(1) 一般事情

市内の主な交通手段はバス、タクシーである。バス料金は2～5セイシェル・ルピーと経済的であるが、始発以外のところで乗れる保証がない。また、路線によっては本数も少なく、乗り継ぎを必要とするところもある。日曜・祭日には各路線とも極端に本数が少なくなる。したがって時間に制約のある場合はすすめられない。

タクシーは、最初の1キロメートルは11セイシェル・ルピーで、以後1キロメートルにつき、日中は2.65セイシェル・ルピー、夜は3.70セイシェル・ルピー、待ち時間は15分で6.30セイシェル・ルピー、約10キロメートルで50セイシェル・ルピーが一応の目安である。しかし、トラブルを避けるためにも事前に金額の交渉をしておくことが望ましい。

市内の主要道路は殆ど舗装されているが、道路は道幅が狭くカーブが多いので、対向車に対する十分な注意が必要である。

離島間を結ぶ交通機関としては、航空機および船がある。航空機は主として観光客用である。

(2) 自家用車を利用する場合

当国には交通信号は1ヵ所もなく四辻はほとんどロータリー方式になっている。この場合、右側の車が優先する。ときどきウィンカーも出さず、突然Uターンまたは右90度回転する車があり危険を感ずることもあるが、規則はおおむね守られており、かつスピードをそれほど出してないため大きな事故はない。また飛び出しは非常に少ない。ただし、犬や猫の飛び出しや座わり込みには要注意である。

以下、注意点を記す。

坂やカーブが多く、スピードを出し過ぎない。

車の整備が悪いのと不注意のために、ウィンカーのつきっぱなしのもの、またはつかないものがある。また、夜間はアップライトのままや片側のライトが故障したものもある。

ところかまわず駐停車し、かまわず対向車線に入ってくることもある。

無謀な追い越しや割り込みが多く、運転マナーはあまりよいとはいえない。

セイシェルには教習所はなく、路上で赤字でL文字（learningの意）プレートをつけた車が教習車であり、注意を要する。

左カーブで対向車がセンターラインをオーバーして走行してくることが多い。道路標識は日本とほぼ同じである。

シートベルトの着用はバスを除いて一応乗車員全員の着用が法律で義務づけられている。

歩行者は横断歩道では車の往來を特に確認せず横断する。

(3) レンタカーなどを利用する場合

レンタカー会社は多い。営業所も、ホテル・空港・主要道路のあちこちにある。車種も豊富で、用途に応じ使い分けることができる。多い車種は、ミニモーク、スズキ・サムライ、カローラ、シビックである。殆どが右ハンドル、マニュアル車で

ある。

料金は1日350～500セイシェル・ルピーで、燃料は自分持ちである。なお、ナンバープレートの右横に黄色でHV〇〇とナンバーがあるのが、レンタカーの特徴である。

(4) 道路地図

空港、ホテル、本屋で容易に入手できる。

7-2 交通事故

(1) 対処方法

1995年3月現在、自動車の全登録台数は8,500台である。1995年度における一年間の交通事故件数は1,070件以上、その8割以上が車対車の事故である。また交通事故による死亡者数は15名である。交通事故で一番多いのはすれ違いの際の事故であり、全事故の5割以上は週末の夕方から日曜日の深夜に発生している。

不幸にして交通事故にあった場合は警察に連絡し、現場検証をしてもらう。これは後々の事故相手とのトラブル回避のためにも是非必要である。けが人がいる場合は救急車の手配も警察に依頼する。JICAケニア事務所、または在ケニア日本大使館には必ず連絡すること。

事故に対する罰則は軽く、保険金の支払い額は全般的に低額である。自損事故で運転者が死亡したとき支払われる保険金は1万ルピー（約22万円）である。飲酒運転の場合100%相手の過失であっても、保険金は一切支払われないので注意が必要である。

在留邦人では車の運転できる人全員が自損事故または被害者として交通事故にあっているため、十分な注意が必要である。

また事故の際、軽々しく謝らないこと。示談の時、思わぬ金を要求されることがある。

(2) 救急病院

国立病院が兼務しており、救急車とともに24時間態勢をとっている。

(3) 盗 難

鍵をかけていればほとんど盗難はない。場所によってはミラーなどをとられたり、ガソリンを抜かれることもある。長期間の駐車していると車ごと盗難にあうこともあり、注意を要する。

7-3 交通違反

(1) 交通法規

当国は日本と同様左側通行であり、道路標識もほぼ日本と同じである。種類は少なく、わかりやすい。道路左側に黄色で2本線が引かれているところは、駐車禁止である。ヴィクトリア市内の路上駐車場は殆どが有料で30分で2ルピーである。駐車券はガソリンスタンドで購入できる。

(2) 対処方法

交通取締りは日本ほど厳しくないが、ときどき駐車違反（時間オーバー）、飲酒運転などのチェックを行なっている。違反者は切符を切られ罰金を支払わされるが、日本のような減点システムはない。

ただし、レンタカーなどの無謀運転も多いので、もらい事故にあわぬよう気を配る必要がある。

7-4 車の修理

(1) 部品

日本車は全体の70~80%と多く、各メーカーの代理店もある。部品も販売されているが部品の揃っている車種は限定されている。例えば1,300~1,600ccのトヨタ・カローラ、ホンダ・シビック、フォード（マツダ）、1,000ccのスバル・ジャスティ、スズキ・サムライなどである。当地は燃料が高いため、1,300~1,600ccが主流であり、1,800cc以上はあまりみかけない。

部品の価格は、日本の約2.5倍である。したがって、車を持ち込む場合はこれらのことを勘案のうえ、車種を選定し、またスペアパーツを揃えることが必要である。

(2) 修理工場

修理工場は民間のものがあちこちにある。メーカーと直結していないものが多いため、部品がないということでそのままにされることがある。日本のようにほかの店から部品をとり寄せることは殆どない。また、いかなければ関連部所のチェックはしないので細かく打ち合わせておくこと。時間と経費の無駄になる再修理は是非避ける必要がある。

8. 通 信

8-1 電 話

(1) 一般事情

電話はかなり普及しており、早ければ申請から1～2ヵ月で設置されるが、場所によっては半年以上待たされる場合があるので、事前に電話局に問い合わせをした方がよい。保証金は1,200セイシエル・ルピーである。敷設費用は421セイシエル・ルピーで、月73.6セイシエル・ルピーの基本料金が必要である。

公衆電話は、カードまたは1通話1セイシエル・ルピーで使用できる。カードは電信電話局で購入できる。

(2) 国内電話

すべてダイヤル直通である。通話料は場所によって異なるが、市内は1通話6分間で0.8セイシエル・ルピーである。

(3) 国際電話

衛星通信で行なわれており、雑音も少なく明瞭である。カードによるダイヤル直通もある。通話料は日本との場合、1分間25.15セイシエル・ルピーである。

8-2 電 信

(1) ファクシミリ

かなり普及しており、ほとんどの企業および官公庁は所有している。

(2) テレックス

ほとんどの企業、ホテルなど主要なところには設置されている。一般の人が利用するには、電信電話局かホテルなどに依頼すればその場で発信してもらえる。料金は最低25.63セイシエル・ルピーである。

(3) 電 報

前記の電信電話局で扱っている。料金は、7文字以上1字につき6.16セイシエル・ルピーである。

8-3 郵 便

(1) 一般事情

郵便事情は比較的良好、外国からの郵便物が紛失することは少ない。日本からの封書類は1週間～10日と比較的早く着くが、空輸小包の場合、2～3ヵ月かかることもしばしばあり、船便の方が早い場合もある。また、料金は航空便で封書が3.5セイシエル・ルピー、はがきが3.0セイシエル・ルピーと安い。日本への場合、3週間ぐらいかかることもある。

私書箱を利用する場合の借用料は、年間300セイシエル・ルピーであるが、あきがなく、半年以上待たされることもある。

(2) 課 税

全額で500セイシエル・ルピー以上と認められた場合に課税の対象となる。課税率は空輸、海送すべて同じで、同国の規定に従って課税される。

9. マスコミ

9-1 新聞

(1) 主な日刊紙

「Nation」1紙のみである。英語、フランス語、クレオール語の3カ国語で書かれている。本屋、ポリスステーションで売られている。価格は、平日が2セイシェル・ルピー、土曜日が5セイシェル・ルピーであり、年間購読契約で435セイシェル・ルピーである。そのほか週刊誌、月刊誌などの定期刊行誌はない。

(2) 本邦日刊紙

当地では入手できないので、日本からとり寄せることとなる。検閲などはない。

(3) 欧米紙

イギリス、フランスの若干の週刊誌や月刊誌は空港、本屋で販売されているが、高価である。

「Weekly News」「London Review」「Playboy」「ELLE」「Appointments」「Prima」などが1部30セイシェル・ルピーほどで販売されている。

9-2 ラジオ

(1) ラジオ放送局

国営の放送局1局のみである。放送時間は平日が7:00～9:00、17:00～21:00、土・日・祭日が7:00～21:00である。

(2) ラジオジャパン

ラジオジャパンの放送は、日本語と英語がある。周波数は数ヵ月おきに変更される。当地はガボンのモヤビ送信所からの中継を聴取している。この場合、アンテナをたてる必要がある。

(3) 任国で聴取可能なその他の外国放送

短波ラジオがあれば、BBC、VOA、アフリカ各国の放送も受信可能である。

9-3 テレビ

(1) テレビ放送局

国営の放送局が1局ある。毎日17:00（土・日曜日は15:00）～23:00まで断続的に放送される。内容は英語、フランス語、クレオール語のニュース、時の話題、政府公報、スポーツ、外国の娯楽番組などである。

(2) テレビ受信

受信は、場所により外部アンテナが必要である。なお、当国ではPAL方式を採用している。

10. 教養、娯楽、趣味、スポーツ

10-1 映画、演劇

(1) 映画館

市内に1館あり、毎日夜1回（土曜日は2回）放映している。

(2) 劇場

該当情報なし。

10-2 出版・書籍

(1) 一般事情

国内の定期刊行物や書籍は少ない。ほとんどの書籍は外国産である。当国の統計資料は出版されているが、数が限定されており入手が難しい。

(2) 書店

書店は市内に1軒しかない。雑誌類は空港やホテルの売店などでも売られている。

10-3 語学学習

(1) 語学学習施設

ポリテクニクの夜間クラスがあり、18歳以上なら誰でも容易に入学できる。1月入学で、16:00～18:00の週2回の授業で1年間である。中途入学も可能である。英語、フランス語など能力別のクラス分けがされている。3学期制をとっており、学費は1学期300セイシェル・ルピーと比較的安い。

(2) 家庭教師

当国はヨーロッパをはじめアジア、アフリカ諸国から各学校に多くの教師がきており、家庭教師を得ることは容易である。

10-4 文化活動、文化施設

(1) 一般事情

博物館、植物園がそれぞれひとつずつあり、無料である。博物館の展示物は少ない。

文化活動としては、外国から楽団や劇団を招いている。

(2) 日本・任国友好協会などの有無と活動の内容

該当情報なし。

(3) その他の文化活動、文化施設

該当情報なし。

10-5 写真、ビデオ

(1) 写真

コダック、日本のフィルムがある。DPEサービスもある。

(2) ビデオセット

当地でも購入可能であるが高価であり、赴任時に携行することが望ましい。ビデオテープ（PAL方式）は市内数カ所で貸し出されている。料金は1日15セイシェル・ルピーである。すべて欧米もので、日本ものはない。

(3) ミュージックテープ

該当情報なし。

10-6 音楽鑑賞、演奏、民族楽器

(1) 音楽会、コンサート

ときどきヨーロッパから招へいされたアーティストのコンサートなどがある。

(2) コーラス、演奏グループ

該当情報なし。

(3) ピアノなど

ピアノは一般家庭にはほとんどない。日本にも教師派遣を依頼している状況である。ホテルやディスコなどの演奏も、エレキギター、キーボードなどはみられるが、主に弦と打楽器で、管楽器・トランペット類はほとんどみかけない。

(4) レコード

カセットテープが主流となり、レコードはみられなくなった。

(5) 民族楽器

竹で作った竖琴状のものや、ヤシの実で作ったマンドリン状のもの、太鼓などがある。

(6) その他の楽器

該当情報なし。

10-7 手芸、絵画、美術工芸

(1) 手 芸

材料は、毛糸以外のものはある程度調達可能である。

(2) 絵画、美術工芸

市内にも画廊がある。当地独特の焼き物があるが、それほど知られていない。ヴィクトリアの Sey Pot で、土産品として売られている。

10-8 趣 味

(1) 園 芸

草花、花木、観葉植物は豊富で、十分楽しむことができる。一軒家に住めば、家庭菜園も可能である。なお、種子は当地にはよいものがないので、日本から持参した方がよい。

(2) 釣 り

周囲がすべて海であり、釣り場はどこにでもある。また、250セイシェル・ルピー程度と安価でトロリングも楽しめる。釣り竿は当地では入手困難なので、日本から持参した方がよい。

10-9 娯楽、遊戯など

(1) 娯楽、遊戯、ゲーム

当地は島全体が観光地であり、特に海に関するレジャーはヨット、ウインドサーフィン、スキューバダイビング、スキューバダイビング、トロリング、釣り船、観光船とひととおり揃っている。

昼はドライブ、海辺での日光浴、海水浴、サッカー観戦、夜はディスコ、ホテルのショーの見物、野外バーベキューパーティ、カジノなどがある。

(2) レジャーランド、娯楽場、遊園地

市内に1軒遊技場がある。ここでアルコールを販売しているが、外国人の入れる

雰囲気ではない。

(3) ディスコ、カラオケ

該当情報なし。

10-10 スポーツ

(1) ゴルフ

ハーフコースのゴルフ場がひとつある。ビジターも自由に使用でき、1回50セ
イシェル・ルピーと非常に安い。年会費は1,200セイシェル・ルピーである。日本
の河川コース同様あまり起伏はないが、ヤシの木の間に縫い、一味違った趣がある。

(2) テニス

主要ホテルにテニスコートがあり利用可能であるが、暑いためかあまり使われて
いない。メンバー制のテニスクラブはない。

(3) 水 泳

水泳可能な砂浜はいたるところにある。また、どのホテルもプールは開放してお
り、自由に使用でき、無料である。

(4) その他のスポーツ、用具、ウエア

会員制のヨットクラブがあり、ヨット、ウインドサーフィンが楽しめる。会員専
用の食堂もあり、日曜・祭日も営業しており非常に便利である。入会金が300セ
イシェル・ルピー、月会費が70セイシェル・ルピーである。

そのほか、サーフィン、水上スキー、スキンドайビングなどがある。用具、ウエ
アは高価なうえ、日本人の体型に合うものが少ないので、日本から持参した方がよ
い。

(5) スポーツクラブなど

該当情報なし。

10-11 子供の遊び

該当情報なし。

11. その他のサービス

11-1 金融機関

銀行口座の閉鎖する際、口座の解約を行なった場合には手数料が必要であるが、全額引き出せば自動的に閉鎖となる。なお、セイシェル・ルピーから外貨(米ドル)への換金は数百ドル程度しかできず、残りはドルのトラベラーズチェックになる。

11-2 コンピュータ

該当情報なし。

11-3 美容院・理髪店

美容院は市内に数軒あり、十分利用できる。

理髪店は数軒あり、カット、シャンプー、ひげ剃りと、おのおの別料金である。

シャンプー、リンス、カラーの類いは調達可能である。しかし、化粧品、調髪料は日本から持参した方が無難である。

12. 観 光

12-1 地方旅行上の留意点

当国は人口の9割近くがマヘ島に住んでおり、ほかにプララン島、ラディーブ島に7～8%、その他は非常に過疎となっている。したがって、前もってスケジュールを組み、特に宿泊所の確保などをしておく必要がある。

外国人に対する旅行制限・写真撮影の制限などは特にない。

12-2 主要観光地・保養地ガイド

当国は国全体が観光地であるが、マヘ島以外の主な島は以下のとおりである。

プララン島（巨人の谷、双子ヤシ）、ラディーブ島（ゾウガメ、牛車）、バード島（鳥の島、ヒッチコックの映画「鳥」のモデル島）、フリゲート島（海賊島：宝島）、デニス島、シルエット島、デロッシュ島、ラディーブ島、シルエット島以外は航空機が利用できる。

12-3 旅 行

(1) 自動車

フェリーボートはないのでレンタカーを利用することになるが、プララン島以外は必要ない。

ガソリンスタンドはマヘ島5カ所、プララン島2カ所の計7カ所である。価格は有鉛ガソリンのみ、1リットルあたり6.51セイシェル・ルピー（約143円）、軽油は1リットルあたり4.7セイシェル・ルピー（約103円）である。

(2) バス

利用することはない。

(3) 鉄道

ない。

(4) 航空機

国内に5つの路線があり、ほとんどが観光用である。機種は、15～16人乗りと8人乗りのプロペラ機である。

12-4 旅行代理店

国営のNational Travel Agency (NTA) と、民間のTravel Services Seychelles (TSS)、Mason's Travel Ltd. (MASON) の3社が主な旅行代理店である。交渉次第では費用に差が出るが、サービス内容は殆ど同じである。

12-5 ホテルなど宿泊施設の手配

ホテルは旅行者が直接予約することも可能であるが、パックになっていることが多く、旅行代理店に任せるのが無難である。

NTA

TEL : 24900

TSS

TEL : 22414

MASON

TEL : 22642

なお、NTA内に日本人観光客専門のアランダー (Mr.Yamamoto) がいる。電話は25414、ファックスは25412である。

13. 治安、緊急時の心得

13-1 暴動、クーデターなど

(1) 緊急時の連絡

常駐者も少なく、連絡網はできていない。

暴動、クーデターが発生した場合は、アメリカなど外国の大使館に保護を求めることとなる。

13-2 強盗、盗難

(1) 一般的治安状況

治安はいちおうよい方である。居直り強盗はあるが、はじめからドアや窓を破って押し入るような強盗は少ない。しかし、窃盗、置き引きはかなり多い。

(2) 防犯対策

犬を飼う、施錠を励行する、必要以上の金を持たない、品物をみせびらかすようなことはしないなどである。

(3) 被害時の心得

いかなる場合にも抵抗や深追いはせず、速やかに警察に連絡すること。

13-3 火災、風水害、地震

(1) 一般的災害発生状況

風水害や地震はほとんどない。火災も非常に発生しにくい構造になっており、台所に消火器を備える程度でよい。

(2) 防災対策

パスポートなど貴重品の管理を忘れぬこと。そのほか、若干の食料の買い置き、飲料水のくみおきなどがあげられる。

(3) 被災時の心得

被災したら身の安全を第一とする。その後、被災事項を確認のうえ、速やかに JICA ケニア事務所など関係先に連絡する。

14. 出入国手続および帰国手続

14-1 入国時

(1) 空港施設概要

入国者は徒歩で1階の到着ロビーに案内される。検疫はなく、入国審査を受け、荷物を受け取って税関検査を受ける。酒類は1本、タバコは200本まで免税である。

(2) 入国手続書類

該当情報なし。

(3) 入国審査

ケニア（アフリカ大陸）経由で入国する場合、イエローカード（黄熱病予防接種証明書）の検査がある。

当国における査証の種類には観光目的など短期滞在者用の Visitors Permit と、労働目的などの長期滞在者用の Immigrant Permit の2種類がある。

短期滞在の場合はセイシェル到着時、入国審査にパスポートと帰路の航空券を提示すると、航空券に記載されている予約日までの滞在許可が得られる（最長1ヵ月）。1年間のオープン航空券の場合も1ヵ月の滞在許可証が得られる。なお、帰路の航空券を所持していない場合は、1万セイシェル・ルピーの保証金を積み上げれば1ヵ月の滞在許可が得られる。

1ヵ月以上の長期滞在予定の場合は、事前に当国外務省、労働省など関係省庁から滞在許可要請書などの文書を取り付けておき、到着時に入国審査官にその文書を提示すれば取得可能である。この場合、帰路の航空券は必要としない。

短期の観光旅行目的などで入国し滞在期間の延長を希望する場合は、滞在許可が失効する前に、入国管理事務所に旅券・滞在許可証・帰路の航空券を持参し、滞在期間延長許可要請書を入国管理事務所に提示すれば即日更新できる。

(4) 税関検査

観光目的で入国の場合、荷物検査は殆どない。公用旅券で再入国する場合は、特に荷物検査が厳しく、すべての持ち物を検査されることもある。

持ち込み禁止品は生野菜・果実、他は日本とほぼ同じである。価格が1,000セイシェル・ルピーを超えるものは課税の対象となる。外貨の申告は不要である。

(5) 空港内での留意点

特になし。

(6) 空港からの主な交通手段

JICA関係者のアテンドがない場合、空港にはタクシー、旅行代理店のマイクロバスが待機しているので、これらを利用する。

(7) その他の留意点

外貨の持ち込み制限はない。

両替場所は、銀行とホテルがある。ブラックマーケットでのヤミ換金は法律で禁止されている。なお、セイシェル・ルピーから外貨へ換金する場合には、ホテルや銀行で発行された換金証明書が必要となるので、必ず保管しておくこと。前述の通り、実際には外貨不足のため換金証明書があっても、換金できる外貨は数百USドルが限度である。また、換金証明書を発行したところ以外に、外貨への換金を受け

付けてくれないのが現状である。

空港での換金も必要最小限（タクシー代、その日の飲食代を合わせても100ドルもあれば十分である）にした方がよい。

手荷物はポーターなどに渡さないこと。

労働目的など1年以上の長期滞在者は届けを出して当国の身分証明書を発行してもらおう。外出時は常に身分証明書を所持すること。病院にかかる場合は身分証明書を提示することで医療費が無料になる。

14-2 出国時

(1) 出国時の概要

入国時の項を参照されたい。

(2) 出国手続上の留意点

出国審査のみである。

持ち出し禁止品としては、輸出許可証のない双子ヤシ・ゾウガメ・魚介類などがある。

14-3 帰国手続

(1) 帰国時に必要な事務手続

ビザを返還すること。

(2) 車の処分

個人で売却する場合、無税通関車であれば、買い主が税金を支払う。登録抹消などの売却手続は、ライセンス・オーソリティーで行なう。

(3) 家財道具の処分

日本へ返送する場合は海送となるが（日本郵船が月1回は入港している）、梱包・通関・積込みは代理店が手配する。携行機材の返送は、あらかじめJICAの承認が必要となる。当国で処分する場合は、正式には通関などの手続が必要である。

(4) 住宅の明け渡し

3.住宅の項を参照されたい。

(5) 外貨持出し規制

該当情報なし。

15. 私財の輸送、引き取り、購入

15-1 家財道具

(1) 輸送業者

輸送業者は特になし。自分でレンタカーを手配するか、代理店に依頼する。

(2) 輸入手続

該当情報なし。

(3) 家財道具の購入

冷蔵庫、電気洗濯機、テレビなど家電製品は調達可能ではあるが、高価なので日本から持参した方がよい。ただし、当国は電圧240ボルト、50サイクル、またテレビはPAL方式を採用しているので注意すること。

15-2 自動車

(1) 一般状況

輸入についての規制は特になし。自家用車の税率は新車、中古車にかかわらず、ガソリンエンジン車の排気量が1,100cc以下はCIFの190%、1,800cc以下はCIFの215%、1,800cc以上はCIFの240%であり、ディーゼルエンジン車はこれらの約半額である。税率の変動があるので、事前に確認するほうがよい。なお、JICA専門家は1台まで無税輸入が可能である。

(2) 輸入手続

輸入に必要な書類と手続は、以下のとおりである。

B/L、インボイス、パッキングリスト

輸入許可申請書提出（オーシャンゲートハウスのSMB）

輸入許可証受領（申請書提出後2～3日）

納税、引き取り手数料の支払い、その後受取り

(3) 任国での購入

免税特権が与えられている者同士であれば、名義変更の手続のみでよいが、今まで前例がない。

輸入業者から当地仕様車を免税で購入可能である。業者は在庫を持たないので、新車の入手には注文してから約3ヵ月を要する。

中古車の購入は比較的容易であるが、品質の割に高価である。

(4) 自動車登録

登録には輸入許可証と車検が必要である。登録のナンバープレートを作るため、修理工場に車を持って行くと車検を受けたこととなる。登録料は200～300セイシェル・ルピーであるが、車の価格、搬入方法によっても異なる。ほかに、セクリタリー（大統領側近の港湾管理部門）に対し500セイシェル・ルピーくらいの取扱い手数料が必要である。

(5) 免許証取得

ライセンス・オーソリティーに行き、日本の免許証（今まで問題なかったが、正式には認められてない）または国際免許証を提示して当国の免許証の交付を受ける。原則として3ヵ月以内に手続をすること。手数料は、有効期間1年で210セイシェル・ルピー、5年で510セイシェル・ルピーである。ほかにパスポートサイズの写

真が2枚必要である。

(6) 保険、税金

保険会社は国営の State Assurance Corporation of Seychelles 1社しかない。

保険料（強制）は1年約1,000セイシェル・ルピーであるが、運転経験の年数などによってもかなり差がある。任意保険も付加できる。日本の保険会社からの無事故証明書（英文）があれば、保険料は安くなる。

税金は、ロードライセンスが1年362セイシェル・ルピー、テスト代が1年100セイシェル・ルピーである。

16. 社 交

16-1 風俗習慣

該当情報なし。

16-2 パーティでの留意点

該当情報なし。

16-3 来客時の留意点

該当情報なし。

16-4 訪問時の留意点

該当情報なし。

16-5 禁止されている言動

麻薬類は一切禁止で、特に厳しい取締がおこなわれている。

かなり稀ではあるが、他人を罵倒した場合それが第三者の前でなく、当事者間だけであっても侮辱罪で告訴される場合がある。

17. 任国官公庁

執務時間は8:00~12:00、13:00~16:00である。

外務省 住所 ヴィクトリア 電話 24688

教育省 住所 モンフレアリ 電話 24777

セイシェル・ポリテクニク

住所 アンセ・ロイアル 電話 71188

農業・漁業省 住所 ヴィクトリア 電話 25333

セイシェル漁業局 住所 ヴィクトリア 電話 24597

18. 在外日本関係機関など

在ケニア日本大使館

所在地：15F. ICEA Building Kenyatta Avenue, Nairobi, Kenya

(P.O. Box 60202, Nairobi)

Tel : (254-2) 332955-9

Fax : (254-2) 216530

J I C A ケニア事務所

所在地：Utumishi Co-op. House, 3rd Floor, Mamlaka Road, Nairobi, Kenya

(P.O.Box No.50572,Nairobi, Kenya)

TEL : (254-2) 724121～4

FAX : (254-2) 724878

19. 地方都市

首都ヴィクトリアを含め、都市と呼べるものはない。

任国情報をご利用の皆様へ

この任国情報は政府間技術協力のために開発途上国へ赴任するJICA派遣専門家およびJICA役職員等が任国への入国および滞在するために必要とされる情報、とくに生活情報を提供するものです。

専門家およびJICA役職員等は、技術協力協定や要請文書などの国際約束により、税金の免除等一定の義務が免除されるなどの特別の条件が付与されています。

本情報は、これらの条件に基づいたものであることを、あらかじめご了解願います。

-----アジア地域-----

1. バングラデシュ
2. ブータン
3. ブルネイ
4. カンボディア
5. 中華人民共和国
6. インド
7. インドネシア (ジャカルタ、バンドン、
ジョグジャカルタ、メダン)
8. 大韓民国
9. ラオス
10. マレーシア
11. ミャンマー
12. ネパール
13. パキスタン
14. フィリピン
15. シンガポール
16. スリ・ランカ
17. タイ (バンコク、チェンマイ、コンケン)
18. ヴィエトナム
19. モンゴル

-----中近東地域-----

1. アルジェリア
2. バハレーン
3. エジプト
4. イラン
5. ジョルダン
6. クウェイト
7. モロッコ
8. オマーン
9. カタル
10. サウディ・アラビア
11. スーダン
12. シリア
13. テュニジア
14. トルコ (アンカラ、イスタンブール)
15. アラブ首長国連邦 (ドバイ、アブダビ、ドバイ)
16. イエメン (サナ)

-----太平洋地域-----

1. フィジー
2. キリバス
3. ミクロネシア
4. バラオ
5. パプア・ニューギニア
6. ソロモン諸島
7. ヴァヌアツ
8. 西サモア
9. トンガ
10. マーシャル諸島

-----欧州地域-----

1. カザフスタン
2. キルギスタン
3. ポーランド
4. タジキスタン
5. トルクメニスタン
6. ウズベキスタン
7. ハンガリー
8. ブルガリア

-----アフリカ地域-----

1. ベナン
2. ブルンディ
3. カメルーン
4. カーボ・ヴェルデ
5. コモロ
6. エチオピア
7. ガンビア
8. ガーナ
9. ギニア
10. ギニア・ビサオ
11. コートジボアール
12. ケニア
13. リベリア
14. マダガスカル (アンタナナリボ、アンチラナナ)
15. マラウイ
16. モーリシアス
17. モザンビーク
18. ニジェール
19. ナイジェリア
20. ルワンダ
21. サントメ・プリンシペ
22. セネガル
23. セイシェル
24. ソマリア
25. タンザニア (ダルエスサラーム、ザンジバル)
26. トーゴ
27. ザイール
28. ザンビア
29. ジンバブエ
30. スワジランド
31. ボツワナ
32. エリトリア

-----中南米地域-----

1. アルゼンティン
2. ボリヴィア (ラ・パス、サンタクルス)
3. ブラジル (ブラジリア、サンパウロ、リオデジャネイロ、
ポルトアレグレ、ベレーン)
4. チリ
5. コロンビア
6. コスタ・リカ
7. ドミニカ共和国
8. エクアドル
9. グレナダ
10. グアテマラ
11. ホンデュラス
12. メキシコ
13. パナマ
14. パラグアイ (アスンシオン、エンカルナシオン)
15. ペルー
16. セント・ルシア
17. トリニダード・トバゴ
18. ウルグアイ
19. ヴェネズエラ
20. ニカラグア

「任国情報（セイシェル）1996年版」

平成8年12月31日発行

編集・発行所 国際協力事業団 国際協力総合研修所

〒162 東京都新宿区市谷本村町10番5号

電話 (03) 3269-2357



12

12